

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		5	5	4		価格評価点の算定	算定は税込若しくは税別どちらで実施されるかご教示ください。	消費税等相当額を除く額です。
2		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	市内の他の公園における利用者数実績をお示し下さい。	利用者数の計測データはありません。
3		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者需要予測について、市の想定する利用者数をご教示ください。	事業者にてご提案ください。なお、公園利用者(有料施設利用者以外の利用者を含む)の需要予測についても様式B-2-2にてご提案ください。
4		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者需要予測について、市の想定する公園利用者数をお示し下さい。	落札者決定基準に関する質問への回答No.3の回答をご確認ください。
5		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	公園利用者数のカウント方法として、市の規定がありましたらお示し下さい。	規定はありません。
6		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者数のカウント方法は市としての規定に沿うことになりますか？ それとも、事業者の提案によることとなりますか？	落札者決定基準に関する質問への回答No.5をご参照ください。
7		○	2	II	(1)	②	余熱利用施設・公園・新ごみ処理施設の連携	新ごみ処理施設との連携として、相互利用による相乗効果や、一体性、景観について評価されるのとことですが、新ごみ処理施設の事業者が本事業に参加する場合、他者が知り得ない情報を保有しており、それを反映した提案をした場合の評価はされないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	3	VI	(2)		提案施設(任意)、付帯施設(付帯事業)(任意)	配点が30点となっていますが、複数の施設を提案する場合、各グループの提案内容との比較において、公平性を担保するための評価基準をお示し下さい。	施設の数ではなく、評価の方向性に沿って評価します。提案施設で15点、付帯施設で15点という配分ではなく、あくまで両方で30点として評価するとご理解ください。
9		○					設計業務に関する事項	「何度も来ても楽しめる」とありますが、加点項目審査の際、「何ども楽しめる」について、どのような基準で判断されますか？	事業者の提案によるものとします。